

○装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自技第 215 号自審第 1253 号自環第 222 号）

令和 2 年 1 月 25 日改正

国自審第 1950 号

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別添 装置型式指定実施要領</p> <p>第 1 申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) ～(22) (略)</p> <p>(23) フルラップ前面衝突時の<u>燃料漏れ装置、感電防止装置並びに</u>乗員保護装置</p> <p>(24) フルラップ前面衝突時の<u>燃料漏れ装置及び</u>乗員保護装置</p> <p>(25) オフセット前面衝突時の<u>燃料漏れ装置、感電防止装置並びに</u>乗員保護装置</p> <p>(26) オフセット前面衝突時の<u>燃料漏れ装置及び</u>乗員保護装置</p> <p>(27) 側面衝突時の<u>燃料漏れ装置、感電防止装置並びに</u>乗員保護装置</p> <p>(28) 側面衝突時の<u>燃料漏れ装置及び</u>乗員保護装置</p> <p>(29) ポールとの側面衝突時の<u>燃料漏れ装置及び</u>乗員保護装置</p> <p>(30) <u>後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置</u></p> <p>(31) <u>後面衝突時の燃料漏れ防止装置</u></p> <p><u>(32) ～ (58)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 2～第 7 (略)</p>	<p>別添 装置型式指定実施要領</p> <p>第 1 申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) ～(22) (略)</p> <p>(23) フルラップ前面衝突時の感電防止装置<u>及び</u>乗員保護装置</p> <p>(24) フルラップ前面衝突時の乗員保護装置</p> <p>(25) オフセット前面衝突時の感電防止装置<u>及び</u>乗員保護装置</p> <p>(26) オフセット前面衝突時の乗員保護装置</p> <p>(27) 側面衝突時の感電防止装置<u>及び</u>乗員保護装置</p> <p>(28) 側面衝突時の乗員保護装置</p> <p>(29) ポールとの側面衝突時の乗員保護装置</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(30) ～ (56)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 2～第 7 (略)</p>

## 第8 装置型式指定基準

法第75条の3第3項の指定の判定に係る基準は、次表左欄の装置指定規則第2条各号に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。ただし、当該指定に係る申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）第3条第1項ただし書の規定による法第99条の3第1項の許可を申請することのみを目的とするものである場合にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）で定めるところにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に適用される保安基準とすることができる。

特定装置の種類	装置型式指定基準
1. ～16. (略)	(略)
17. 二輪自動車等の制動装置	協定規則第78号 <a href="#">第5改訂版</a>
18. ～29. (略)	(略)
30. サイバーセキュリティシステム	<a href="#">協定規則第155号</a>
31. プログラム等改変システム	<a href="#">協定規則第156号</a>
32. ～35. (略)	(略)
36. フルラップ前面衝突時の <a href="#">燃料漏れ防止装置</a> 、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
37. フルラップ前面衝突時の <a href="#">燃料漏れ防止装置</a> 及び乗員保護装置	(略)

## 第8 装置型式指定基準

法第75条の3第3項の指定の判定に係る基準は、次表左欄の装置指定規則第2条各号に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。ただし、当該指定に係る申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）第3条第1項ただし書の規定による法第99条の3第1項の許可を申請することのみを目的とするものである場合にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）で定めるところにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に適用される保安基準とすることができる。

特定装置の種類	装置型式指定基準
1. ～16. (略)	(略)
17. 二輪自動車等の制動装置	協定規則第78号 <a href="#">第4改訂版</a>
18. ～29. (略)	(略)
30. サイバーセキュリティシステム	<a href="#">保安基準第17条の2第3項</a>
31. プログラム等改変システム	<a href="#">保安基準第17条の2第4項</a>
32. ～35. (略)	(略)
36. フルラップ前面衝突時の <a href="#">燃料タンク及び燃料タンク取付装置</a> 、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
37. フルラップ前面衝突時の <a href="#">燃料タンク及び燃料タンク取付装置</a> 並びに乗員保護装置	(略)

38. オフセット前面衝突時の <u>燃料漏れ防止装置</u> 、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
39. オフセット前面衝突時の <u>燃料漏れ防止装置</u> 及び乗員保護装置	(略)
40. 側面衝突時の衝突時の <u>燃料漏れ防止装置</u> 、感電防止装置並びに乗員保護装置	協定規則第 95 号 <u>第 4 改訂版</u>
41. 側面衝突時の衝突時の <u>燃料漏れ防止装置</u> 及び乗員保護装置	
42. ポールとの側面衝突時の衝突時の <u>燃料漏れ防止装置</u> 及び乗員保護装置	(略)
43. <u>後面衝突時の燃料漏れ防止装置</u> 及び感電防止装置	<u>協定規則第 153 号</u>
44. <u>後面衝突時の燃料漏れ防止装置</u>	
<u>45. ~105.</u> (略)	(略)
<u>106.</u> 自動運行装置	<u>協定規則第 157 号</u>
<u>107. ・ 108.</u> (略)	(略)

第 9 (略)

38. オフセット前面衝突時の <u>燃料タンク</u> 及び <u>燃料タンク取付装置</u> 、感電防止装置並びに乗員保護装置	(略)
39. オフセット前面衝突時の <u>燃料タンク</u> 及び <u>燃料タンク取付装置</u> 並びに乗員保護装置	(略)
40. 側面衝突時の衝突時の <u>燃料タンク</u> 及び <u>燃料タンク取付装置</u> 、感電防止装置並びに乗員保護装置	協定規則第 95 号 <u>第 3 改訂版</u>
41. 側面衝突時の衝突時の <u>燃料タンク</u> 及び <u>燃料タンク取付装置</u> 並びに乗員保護装置	
42. ポールとの側面衝突時の衝突時の乗員保護装置	(略)
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>43. ~103.</u> (略)	(略)
<u>104.</u> 自動運行装置	<u>保安基準第 4 8 条第 3 項</u>
<u>105. ・ 106.</u> (略)	(略)

第 9 (略)

附 則（令和2年12月25日付け国自審第1950号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和3年1月3日より施行する。ただし、第8 30.～31.、43.～44.、106.については令和3年1月22日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第8 17.に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。

3. 本改正規定中、第8 40.～41.に係る改正規定のうち、新たに型式を取得するものについては令和4年7月5日まで、既を取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては令和6年7月5日まで、従前の例によることができる。

（新規）